

大学等における知的財産戦略について(案)

～ 大学等の優れた知的財産の創造
及び活用をめざして～

(概要版)

平成16年5月26日
総合科学技術会議

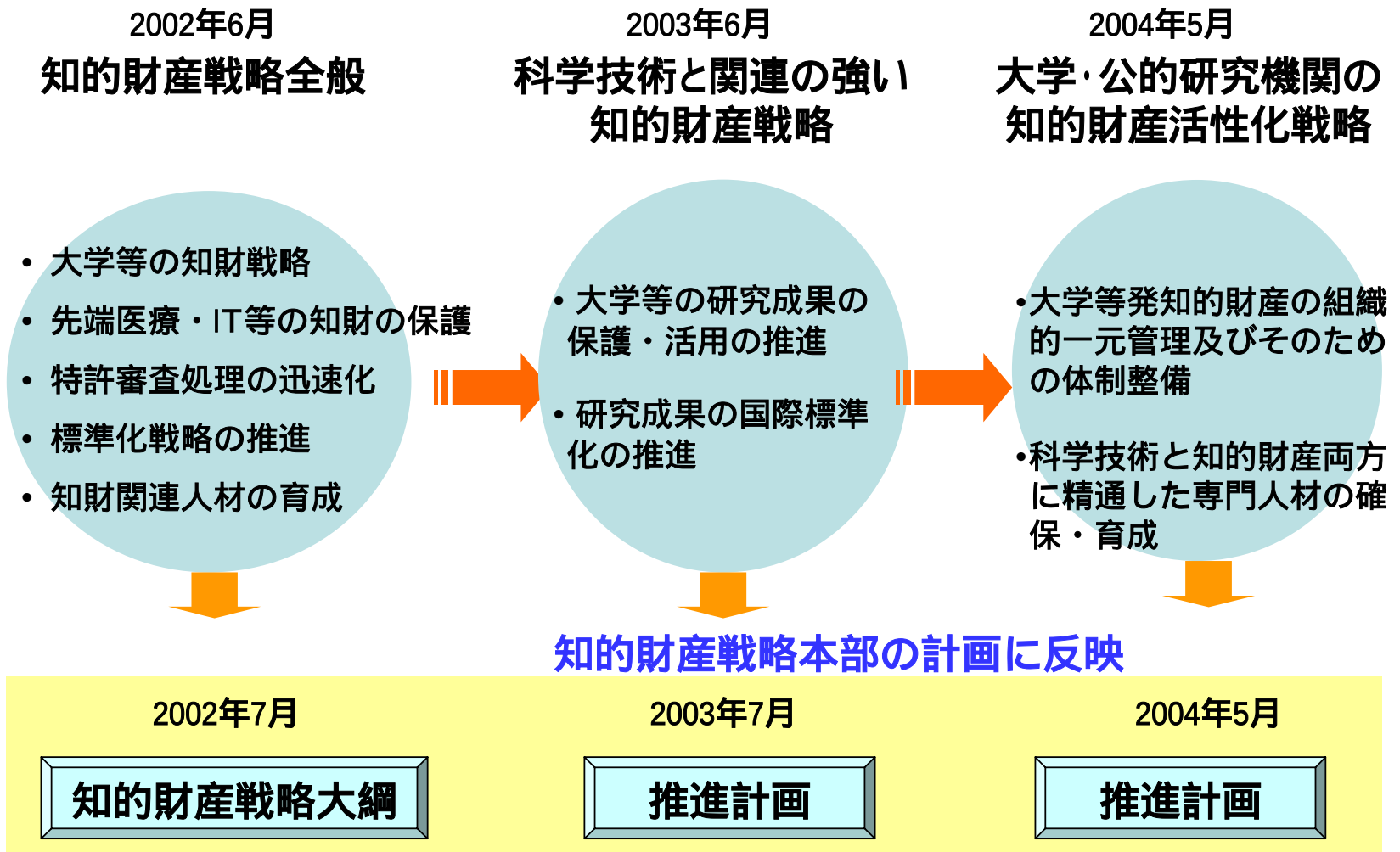
- 知的財産の相当部分は、科学技術と密接に関係
- 科学技術振興・発展のためには、知的財産の創出、保護と活用が重要



総合科学技術会議において、知的財産戦略の検討が必要

専門調査会の設置

科学技術振興・発展の観点から 知的財産国家戦略をとりまとめ



知的財産戦略について(2004.5)【概要】(案)

～ 大学等の優れた知的財産の創造及び活用をめざして～

1. 大学発知的財産の**組織的一元管理**
2. 知的財産を活用した**産学官連携の推進**
3. **特許取得費用の手当**の弾力化
4. 知的財産関連**人材の育成・確保**

1. 大学発知的財産の組織的一元管理

- 特許のみならず、研究マテリアル(実験動物、材料等)、デジタルコンテンツ等の研究成果も原則機関帰属とし、組織的に一元管理する
- バйдール制度(特許等を対象)をデジタルコンテンツ、ソフトウェアに拡大し、権利を開発者のものとする(法律改正)
- 研究活動における特許の使用の円滑化のためのガイドラインを策定する

2.知的財産を活用した産学官連携の推進

- **大学知的財産本部・TLO(技術移転機関)等の体制整備を一層推進し、機能を強化する**
(大学知的財産本部 43ヶ所、TLO 37ヶ所)
- **国立大学法人によるライセンス対価としての大学発ベンチャーの株式取得を認める**

3. 特許取得費用の手当の弾力化

- 競争的資金の間接経費を特許の取得・維持費用に充当できることを明確化し、周知するとともに、間接経費の充実を図る

4. 知的財産関連人材の育成・確保

知的財産に強い弁護士の充実・
弁理士の資質向上に加え、

- 科学技術と知的財産の両方に精通した人材を確保・育成するため、**ポスドクの活用等**を図る
- 企業の研究者、技術者向け**夜間プログラム**や**e-ラーニング**等を利用した知財教育・研修環境を整備する